

## 査読論文

## 現代台湾における「烈士」の変容 ——高雄市忠烈祠の事例から——

赤江 達也\*

### 要 旨

本稿の関心は、台湾における死者追悼のあり方を解明することにある。そのために、忠烈祠に祀られている「烈士」の歴史の変遷に注目する。

近代国民国家は、その国民を保護する一方で、戦争に際しては、国民に兵士として「国のために死ぬこと」を要求する。それゆえに、国民国家の成立過程では、しばしば、戦没者を追悼・顕彰する言説・儀式・施設が形成される。

戦没者追悼施設には、アメリカ合衆国のアーリントン国立墓地 (Arlington National Cemetery)、イギリスのセナタフ (the Cenotaph)、ドイツのノイエ・ヴァッヘ (Neue Wache)、日本の靖国神社・護国神社などがあり、台湾の忠烈祠もその一例である。2013年現在、台北の国民革命忠烈祠と各地方忠烈祠を合わせると、公式の忠烈祠は19箇所存在している。

忠烈祠に祀られている人びとは「烈士」と呼ばれる。国民革命忠烈祠の烈士は約40万人、各地方忠烈祠の烈士は合計約4千人である。烈士の大部分は、清末から第二次世界大戦までに「国民革命」や「抗日戦争」のために命を落とした人びとである。だが、冷戦後に戦死の可能性が減少する中で、忠烈祠の意義が問い直され、「烈士」のあり方も変化していく。

本稿では、高雄市忠烈祠を中心に「烈士」の歴史を検討する。まず、戦後台湾の忠烈祠を「中華民国の追悼施設」と捉え、それが1980-90年代に揺らいでいく状況を概観する。その上で、2000年代前半の高雄市忠烈祠で民間人の「入祀」をめぐる生じた三つの出来事を検討する。そして、それらの事例の中に「国のために命を落とした烈士」という古典的イメージとは異なる「地方や家族の英雄」という新たな「烈士」像を見出す。

### キーワード

台湾、忠烈祠、追悼、戦争死者、民間人

---

\* 執筆者：赤江達也

所属/職位：国立高雄第一科技大學／助理教授

連絡先：台湾811 高雄市楠梓區卓越路2号 高科大 應日系

E-mail: akaetatsuya@gmail.com

## 1. はじめに——国民革命と抗日戦争の「烈士」

本稿の関心は、台湾における死者追悼のあり方を解明することにある。そのために、中華民国(台湾)の公的追悼施設・忠烈祠に祀られている「烈士」の歴史の変遷に注目する。

近代国民国家は、その構成員である国民の権利や安全を保護する一方で、戦争に際しては、国民に兵士として「国のために死ぬこと」を要求する。それゆえに、国民国家の成立過程においては、しばしば、戦没者を追悼・顕彰する言説・儀式・施設が形成されてきた。

よく知られた戦没者追悼施設としては、アメリカ合衆国のアーリントン国立墓地(Arlington National Cemetery)、イギリスのセナタフ(the Cenotaph)、ドイツのノイエ・ヴァッヘ(Neue Wache)、日本の靖国神社・護国神社などがある<sup>1</sup>。中華民国/台湾の忠烈祠も、その一例である<sup>2</sup>。2013年現在、台北の国民革命忠烈祠と各地方忠烈祠を合わせると、公式の忠烈祠は19箇所存在している(民間の忠烈祠は他にもある)。

忠烈祠に祀られている人びとは「烈士」と呼ばれる。国民革命忠烈祠の烈士は、現在(2013年)、40万1,196人である<sup>3</sup>。他方、地方忠烈祠の烈士は、全部を合わせても4,159人(2004年時点)である<sup>4</sup>。国民革命忠烈祠に比べると、地方忠烈祠の烈士数は少ないことがわかる。

烈士の大部分は、清末から第二次世界大戦までの間に、「国民革命」や「抗日戦争」のために命を落とした人びとである。だが、冷戦後に「戦死」の可能性が減少すると、忠烈祠の意義が問い直されることになる。それでは、「烈士」のあり方はどのように変化しているのだろうか。

以上のような問題意識から、本稿では、台湾南部の高雄市忠烈祠を中心に「烈士」の歴史を検討する。まず、戦後台湾の忠烈祠を「中華民国の追悼施設」と捉え、それが1980-90年代に揺らいでいく状況を概観する。その上で、2000年代前半の高雄市忠烈祠で民間人の「入祀」を



写真1. 秋祭・入祀式典

(高雄市忠烈祠, 2013年9月3日, 筆者撮影)

めぐって生じた三つの出来事を検討する。そして最後に、それらの事例を通して見えてくる新たな「烈士」像とその意義について考えてみたい。

## 2. 「中華民国の追悼施設」とその動揺

### (1) 近代忠烈祠の形成と台湾への移植

現在の忠烈祠に見られる公的追悼は、19世紀末の清における「烈士」追悼にはじまる<sup>5</sup>。そうした「烈士」追悼のあり方が、中華民国の建国過程で次第に忠烈祠という施設と結びついていく（頼2011）。そして、1930年代に抗日戦争の中で、国民党政府によって制度化される。中国大陆では1945年の段階で766箇所もの忠烈祠が建設されていた<sup>6</sup>。

1945年（民国34年）、日本の敗戦とともに、台湾は中華民国（国民党政府）に帰属し、各地に忠烈祠が建設された。20数箇所の忠烈祠のうち、15箇所では、日本統治時代の神社の建築物等が利用された。たとえば、台北の台湾省忠烈祠や、本稿が注目する高雄市忠烈祠などである<sup>7</sup>。しかし、戦後台湾では、神社が積極的に利用される一方で、神社の痕跡を取り除こうとする動きも繰り返し見られる。

台湾省忠烈祠は、1946年5月に日本統治時代の護国神社を転用して造られたものであった。しかし、1967年に護国神社時代の木造建築が撤去され、北京の太和殿を模した中国宮殿式に改築される（1969年竣工）。同時に「国民革命忠烈祠」と改称され、国家忠烈祠・首都忠烈祠の地位が与えられた。この国民革命忠烈祠の設置は、故宫博物院の開館（1965年）と同様に、蒋介石による中華文化復興運動の一環であった（蔡2003a；菅野2011：285-286）。

1969年（民国58年）には、国民革命忠烈祠入祀辦法や忠烈祠祀辦法が公布され、法的な位置づけや入祀の条件・手続きなども明確化される。たとえば、忠烈祠祀辦法では、入祀の要件が次のように規定される<sup>8</sup>。

## 第二章 入祀事蹟

第二条 殉職官兵で左記の事蹟をもつ者は、忠烈祠への入祀ならびに記念碑や記念坊の建立が認められる。

- 一、率先して敵陣に入った者。
- 二、敵の殺害で成果を挙げた者。
- ／三、領土の防衛に力を尽くし忠勇の際立った者。
- ／四、困難に屈せず戦闘に加わり負傷し亡くなった者。
- ／五、その他忠烈行為が模範となる者。

第三条 殉難人民で左記の事蹟をもつ者は、忠烈祠への入祀ならびに記念碑の建立が認められる。

- 一、敵方の重要な情報を得た者。
- ／二、民衆を組織して軍に協力した者、あるいは軍の命令を実行した者。
- ／三、敵方のリーダーを刺殺した者。
- ／四、敵方の重要

な交通路線を破壊した者。／五、敵方の工場倉庫や重大な軍用物資を焚滅、あるいは破壊した者。／六、敵方のスパイ組織を破壊した者。／七、捕虜となっても屈しなかった者。／八、作戦に関わる官吏と民間人を救護した者。／九、その他忠貞の事蹟が模範となる者。

## 第二章 入祀事蹟

第二條 殉職官兵有左列事蹟之一者、得入祀忠烈祠、並得建立紀念碑或紀念坊。

一、身先士卒衝鋒陷陣者。／二、殺敵致果建立殊勳者。／三、守土盡力忠勇特著者。／四、臨難不屈或臨陣負傷不治者。／五、其他忠烈行為足資矜式者。

第三條 殉難人民有左列事蹟之一者、得入祀忠烈祠、並得建立紀念碑：

一、偵獲敵方重要情報者。／二、組織民眾協助軍隊工作或執行軍隊命令者。／三、刺殺敵方首目者。／四、破壞敵方重要交通路線者。／五、焚毀或破壞敵方工廠倉庫及其他重大軍用物資者。／六、破壞敵方之間諜組織者。／七、被擄不屈者。／八、救護作戰官兵者。／九、其他忠貞事蹟、足資矜式者。

ここでは、烈士として祀られる資格をもつ人びとが「殉職官兵」と「殉難人民」に大別されている。だが、いずれも軍事的な功績が重視されている点では共通している。烈士の中核は、やはり「国民革命」と「抗日戦争」において功績があった人びとなのである。

忠烈祠、とくに台北の国民革命忠烈祠は「中華民國の追悼施設」であり、「国家的」追悼施設としての性格を強く持っている。他方で、忠烈祠は、台湾に住む多くの人にとっては、あまりなじみのない「外来の」追悼施設であった。その結果、戦後台湾では、中央の国民革命忠烈祠が国家的式典の舞台や観光スポットとして注目されていく一方で、地方の忠烈祠はほとんど注目されず、放置されたまま荒廃していく所もあった<sup>9</sup>。

だが、1980年代後半以降、戒厳令が解かれ、民主化が進んでいく過程で、忠烈祠をめぐる状況は次第に変わり始める。とくに、いわゆる冷戦の終焉により戦時体制が緩和され、台湾と中国のあいだで「平和的往来」がはじまり、新たな戦死の可能性が減少したことで、忠烈祠の意義が問い直されることになる。

### (2) 忠烈祠祀辦法の改正とその影響

1998年(民國87年)4月8日には、忠烈祠祀辦法が改正される<sup>10</sup>。この改正の直接的な契機となったのは、白曉燕誘拐殺害事件(1997年)である。その事件で幾人もの警察官が亡くなったことをきっかけとして、同年6月3日、内政部が関連諸機関(省政府民政廳、台北市政府民政局、高雄市政府民政局、福建省政府、内政部警政署、消防署、法規會、民政司等)を召集し、忠烈祠祀辦法の入祀条文の修正を検討し始める(蔡2008:40)。そして、翌年春に忠烈祠祀

辦法の改正版が公布される。

この改正の焦点は、「烈士」の資格を広げ、「公務人員」の入祀を可能にすることにあった。新たに付け加えられた「公務人員」に関する規定は、次のようなものである（第二章「入祀事蹟」第二條之一）。

第二條之一 殉難警察官，義勇警察官，民防人員，消防人員，義勇消防人員，その他法令により公務に従事する者で，危険を冒して職務やその他の忠烈事蹟を行ない模範となる者は，忠烈祠への入祀ならびに記念碑と記念坊の建立を認められる。（中華民國八十七年四月八日行政院以臺（87）內字第14661號）

第二條之一 殉職警察，義勇警察，民防人員，消防人員，義勇消防人員或其他依法令從事於公務之人員，有冒險犯難執行職務或其他忠烈事蹟，足資矜式者，得入祀忠烈祠，並得建立紀念碑或紀念坊。（中華民國八十七年四月八日行政院以臺（87）內字第14661號）

この条項において，忠烈祠に「入祀」する資格として，「殉職官兵」と「殉難人民」のほかに，「公務人員」が加えられた。すなわち，「殉職警察，義勇警察，民防人員，消防人員，義勇消防人員」その他の「公務人員」で，危険を冒して職務を遂行し，あるいはその他の「忠烈事蹟」がある者である。蔡錦堂は「この修正は忠烈祠本来の性質を大きく変えるものであった〔此一修正亦使得忠烈祠的原具性質有了很大的轉變〕」と評している（蔡2008：40）。

この改正の結果，殉職公務員の入祀が開始される。1999年9月3日の式典では，1992年台北市健康幼稚園火燒車事件のときに幼児を救助して殉職した教師・林靖娟，1997年の白曉燕事件の際に殉職した警察官・曹立民ほか4名，そして1998年に同級生を救おうとして亡くなった中学生・陳昱宏らの入祀が行われている。

もうひとつ重要なのは，第四条「入祀程序」の改正である。このとき，烈士の範疇が四つの項目に分けられ，第一～三款では，殉職官兵のほか，警察・消防，その他の公務員が挙げられる。そして，第四款において，殉難人民の入祀手続きに関して，次のように規定される。

四，忠烈殉難人民：事蹟地・殉難地・原籍地いずれかの公正人士か地域の人びと・親族がその事蹟を具体的に記し，当地の地方政府が調査した後，県（市）政府が省政府を通じて内政部に伝え，直轄市では直轄市政府が内政部に伝え，審査の上で許可する。（中華民國八十七年四月八日行政院（87）台內字第14661號。下線部は引用者。）

四，忠烈殉難人民：由其事蹟表著地，殉難地或原籍地之公正人士或鄉鄰親屬填具事蹟表，報當地地方政府調查屬實後，在縣（市）由縣（市）政府報省政府轉内政部，在直轄市由直

轄市政府報内政部核准。(中華民國八十七年四月八日行政院(87)台內字第14661號。下線部は引用者。)

ここに記されている内容は、基本的には1969年の忠烈祠祀辦法の第四条にも見られるものであり、その意味では、新しいものではない。しかし、殉難人民の入祀手続きが独立した項目として立てられたことで、解釈の余地が広がる。さらに翌1999年12月、台湾省政府の事実上の廃止(いわゆる「精省」)にともなう改正によって、下線部(省政府轉)が削除される(中華民國八十八年十二月二十九日行政院(88)臺內字第46841號)。その結果、地方政府が、省政府を通してではなく、直接に内政部に報告できるようになる<sup>11</sup>。

こうして、1990年代後半に、法的概念としての「烈士」が拡張される。その中心的な狙いは「殉難公務人員」の入祀であったが、同時に「殉難人員」の入祀をめぐる手続きが明確化・簡素化されたことで、民間人の入祀の可能性が広がる。そして、この可能性が、本省人が多く独立志向の強い台湾南部に位置する高雄市忠烈祠において顕在化することになる。



写真2. 拝礼する遺族

(高雄市忠烈祠, 2013年9月3日, 筆者撮影)

### 3. 民間人の入祀をめぐる三つの出来事——2000年代初頭の高雄市忠烈祠

《高雄市忠烈祠英雄録》(高雄市文獻委員會2008)によると、高雄市忠烈祠には、700人以上の烈士が祀られている。その大部分は抗日戦争などの「殉難官兵」なのだが、《高雄市忠烈祠英雄録》には、戦後比較的新しく入祀した84人が「英雄」として紹介されている。

この84人のうち、66人が「殉難官兵」であり、もっとも大きな比重を占めている。その一方で、新たに「殉職警官」9人、「殉職消防隊員」7人、その他の「殉難人員」2人が入祀してい

る。このうち、殉難人員とは、兵士でも公務員でもない民間人である。この民間人の入祀は、数の上ではきわめて少ない。しかし、新聞報道では、公務員の入祀よりも、民間人の入祀の方が注目されている<sup>12</sup>。とくに民間人の入祀をめぐる三つの出来事——二二八事件殉難者入祀問題、陳巨峰の入祀、林永祥の入祀——は、その是非をめぐる議論を引き起こしていた。そこで、以下では、これらの三つの出来事について見ていくことにしよう。

### (1) 二二八事件入祀問題——地方の英雄の顕彰

最初の出来事は、2000年（民国89年）に起こった二二八事件殉難者入祀問題である<sup>13</sup>。

1947年（民国36年）、二二八事件の際、高雄の寿山にいる要塞司令の彭孟緝に談判に行った人びとが銃撃されて亡くなる（何2003：253）。それから50数年後、この殉難者たちを忠烈祠に入祀する動きが生じる。

その中心となったのは、高雄市議会議員の林永堅である。林永堅は、それ以前から市政府に対して二二八事件被害者の合祠を働きかけていた。2000年7月、副市長となった林永堅は、さらに積極的に持論を主張し、2000年9月3日の忠烈祠の儀式の場でも、高雄市長の謝長廷に建議している。

その翌日の報道によれば、謝長廷は原則的に賛同しながら、高雄市政府民政局に検討を指示している。それを受けて、民政局の王文正は、まもなく入祀申請ができるだろう、と答えている<sup>14</sup>。

その背景には、忠烈祠祀辦法の改正（第四條第四款）がある。先に述べたように、台湾省政府の廃止とそれともなう改正（1999年12月）の結果、省政府を通すことなく、地方政府が直接に内政部に入祀を申請できるようになる。さらに、2000年3月の総統選挙の結果、民進党政権が成立していた。これにより、国民党への批判を含意する入祀申請が、内政部で承認されることへの期待が高まっていたと考えられる。

市長・謝長廷は、入祀後に葛藤が起こることを懸念しつつも、高雄市の民政局に検討を指示する。民政局は歴史資料を集め、内政部に五人の入祀を提案している<sup>15</sup>。だが、同年12月、内政部はこれを棄却する。

高雄市二二八事件殉難者の入祀を内政部が却下　林永堅は驚きとともに努力の継続を表明  
高雄市政府は、二二八事件時に寿山で要塞司令と折衝し、あるいは衝突する中で銃弾に倒れた殉難者の忠烈祠への入祀を図り、民生局は涂光明、曾豊明、范滄溶、陳顯光、林界ら五人を申請した。しかし内政部は最近、高雄市政府に対して本件の却下を伝えた。／これに対し、高雄市政府に入祀を提案した副市長の林永堅は驚きを表明するとともに、さらに入祀への努力を続けると述べた。（『聯合報』2000年12月26日）

高市228事件罹難者入祀 内政部駁回 林永堅表示訝異 表示要再接再厲爭取  
高雄市政府有意把二二八事件中當年上壽山與要塞司令談判或在衝突事件因公遭槍斃的罹難者靈位入祀忠烈祠，民政局提列涂光明，曾豐明，范滄溶，陳顯光及林界等五人，但内政部最近函復高雄市政府駁回此案。／當初提議入祀的高雄市政府副市長林永堅獲知遭内政部駁回後十分訝異，但隨即表示要再接再厲，繼續努力爭取。……(2000-12-26聯合報 /18版 / 高屏澎東新聞 / 記者謝梅芬 / 高雄報導)

こうして、二二八事件の犠牲者を入祀しようとする試みは挫折する。副市長・林永堅は、その結果に納得しておらず、入祀運動の継続を主張しているが、その後も実現してはいない。

だが、この出来事の中に、忠烈祠に対する新たな態度を見出すことができる。ここには、忠烈祠を「中華民国＝国民党の追悼施設」として遠ざけるのではなく、「自分たち＝民進党」にとって重要な死者を祀る場にしたという願いが感じられる。あるいは、「地方の英雄」を祀ることによって、高雄市忠烈祠を「自分たちのもの」として捉え直そうとしている。こうした動向は、政治的には、忠烈祠の「脱国民党化(去國民黨化)」とも呼びうるものである。それは、「国家的」追悼に対抗しつつ、「地方」独自の追悼を実践しようとする試みなのである。

## (2) 陳巨峰の入祀——家族の顕彰

第二の出来事は、2002年の陳巨峰(1974-1990)の入祀である<sup>16</sup>。1990年、当時16歳の中学生だった陳巨峰は、溺れた同級生二人を助けようとして亡くなる。だが、陳巨峰の母親・陳涂玉嬌によれば、同級生やその家族からは感謝の言葉もなかったという。そのことに不満を感じた母親は、息子の行為が正当に顕彰されることを望み、2000年9月、内政部の部長(張博雅)に息子を忠烈祠に祀ることを願う手紙を書く<sup>17</sup>。

陳巨峰の母親・陳涂玉嬌は昨年9月19日に内政部長の張博雅に手紙を書き、陳巨峰を忠烈祠に入祀するという願いが叶うよう協力を要請していた。陳の母親によれば、その後内政部から戸籍所在地の高雄市で申請するようにとの通知があったため、〔高雄市の〕前鎮区役所と民政局に助けを求めた。半年後、状況が変わらないため、母親は今度は市議会議員に助力を求めた。(『聯合晚報』2001年4月16日)

陳巨峰の媽媽陳涂玉嬌去年9月19日寫信給內政部長張博雅，要求部長協助她完成心願，讓陳巨峰入祀忠烈祠。陳母表示，後來內政部通知她必須到戶籍所在地高雄市申請，她於是轉向前鎮區公所，民政局求助。半年來，效率一直差強人意，她才找市議員出面協助。(2001-04-16/ 聯合晚報 /22版 / 記者王瑞伶 / 高雄報導)

しかし、内政部からは戸籍所在地の高雄市に申請するようとの通知があったため、區公所と民政局に相談に訪れ、市議会議員の協力を仰ぐ。そのことが、上のような報道につながる。

その報道によると、高雄市民政局は「元の規定では民間人の入祀は認められないが、三月中にすでに修正されている」と述べて、台北市の中学生の事例（張玉潔案）を挙げつつ、早ければ同年の9月には入祀が可能ではないかとの見解を示している<sup>18</sup>。

結果的には、陳巨峰は、その翌年（2002年）3月29日の式典で入祀する。こうして、その死から12年後に、陳巨峰は、高雄市忠烈祠ではおそらく最初の民間人烈士となる。

ところが、式典の場では「雑音」が聞こえる（「陳巨峰入祀忠烈祠 國觴現場有「雑音」」2002-03-29聯合晩報）。式典の観衆の中から「内政部と高雄市政府は忠烈祠設置の本来の意義を破壊している〔内政部和高雄市政府破壊忠烈祠設置原意〕」という声が上がったという。従来の忠烈祠のあり方を支持する人びとにとっては、「国のために命を落とした」のではない民間人の入祀は、「忠烈祠本来の意義」を損なうものなのである。

こうした批判に対して、陳巨峰の母親は、命を犠牲にして人を救った者に対して「不公平」だと反論している。また、忠烈祠での式典の主催者である高雄市長（謝長廷）は、新たな措置に異論があったことを認めつつ、家族が長い間待ってきたことに言及し、慎重な審査の重要性を強調している<sup>19</sup>。

陳巨峰の母親にとって、忠烈祠は、息子の行為がもつ意義を、国や政府によって公的に承認してもらうための方法である<sup>20</sup>。他方、地方政府は、陳巨峰の入祀を承認することによって、忠烈祠と「烈士」のあり方を変えようとしている。その結果、「新たな変化（新改變）」（謝長廷）が起こる。

新たに誕生した民間人烈士は、「人のために命を落とした英雄」ではあるかも知れないが、明らかに「国のために命を落とした烈士」ではない。陳巨峰を「英雄」たらしめたのは、その母親の十二年にわたる願いと活動であり、地方政府による承認であった。そこでは、「烈士」は、国家と結びついたものというよりは、むしろ地方と家族に結びついたものとなっている。この地方と家族という二つの要素は、次の事例にも見ることができる。

### (3) 林永祥の入祀——地方の英雄と家族の物語

第三の出来事は、医師・林永祥の入祀である<sup>21</sup>。2003年、中国からSARS（新型肺炎）感染が広まり、3月、WHOが世界規模の警報を出す。5月、台北を中心に広がっていたSARSが高雄にも広がる。そうした状況に対応するなかで、林永祥はSARSに感染し、5月16日午前9時30分に亡くなる。1975年生まれの林永祥は28歳であり、半年前に結婚したばかりであった。

この事例で興味深いのは、林永祥が亡くなったその当日に、忠烈祠への入祀が提案されていることである。しかも、それを最初に提案したのは、家族ではなく、高雄県の縣長・楊秋興と

県議会であった。林永祥は、高雄縣の出身であったが、高雄縣には公式の忠烈祠がないため、高雄市忠烈祠への入祀が提案される。

県知事が林永祥の忠烈祠への入祀を促す

高雄長庚の医者・林永祥が疫病への対応により殉職した件について、高雄県知事の楊秋興は昨日、優秀な子弟が亡くなったことを見過ごすことはできない、林永祥の忠烈祠への入祀を全力で進めたいと述べた。／林永祥は高雄縣茄苳郷の出身で、治療中に SARS に感染し亡くなった。高雄県政府は昨日夕方、林永祥の入祀を提案したが、まだ林家の家族と内政部の同意を得る必要がある。高雄縣には忠烈祠がないため、高雄市寿山の忠烈祠に入祀されると思われる。(『聯合報』2003年5月17日)

林永祥 縣長促入忠烈祠

高雄長庚醫師林永祥因抗疫殉職，高雄縣長楊秋興昨天說，如此優秀子弟走了，他內心有很大不捨，願全力促成林永祥入祀忠烈祠。／林永祥是高雄縣茄苳鄉人，因救病患而感染 SARS 去世；縣政府昨天傍晚建議將林永祥入祀忠烈祠，但還要徵得林家親人和內政部同意。高雄縣沒有忠烈祠，未來可能選擇高雄市壽山的忠烈祠安厝。(2003-05-17/聯合報/B2版/高雄縣新聞)

この報道からは、家族の許可を得る前に、入祀の提案がなされていたことがわかる。しかし、翌日(5月17日)には、林永祥の妻も、行政院長が霊前を訪れた際に、夫の入祀を希望している。

林永祥，忠烈祠に入祀される 游〔行政院長〕が葬儀に参列，新妻は何度も卒倒し，母親は正気を失いかける

高雄長庚病院の医師・林永祥は SARS 患者の治療で殉職すると、彼の新妻・李宜錚は激しく泣き、何度も卒倒した。行政院長・游錫堃が昨日正午に林永祥の霊前に参った際に、彼女は涙を拭いながら「永祥は英雄です、忠烈祠に入祀されるべきです!」「私が今するべきは、永祥が死後をよりよく過ごせるようにすることです」と訴えた。游錫堃は、基本的にはその通りだと応えた。(『聯合報』2003年5月18日)

林永祥入祀忠烈祠 游揆致祭 新婚妻數度昏厥 寡母幾崩潰

高雄長庚醫院住院醫師林永祥因救 SARS 病人殉職，他的新婚妻子李宜錚數度哭倒昏厥，行政院長游錫堃昨天中午到林永祥靈堂致祭時，她擦乾眼淚高聲說「永祥是英雄，不應該入祀忠烈祠嗎!」「我現在所做的一切，都是要讓永祥生<sup>(ママ)</sup>後過得更好」。游錫堃說，原則同意。

(2003-05-18/聯合報/A8版/SARS 風暴/各地疫情/記者秦鴻志, 王紀青, 劉學聖/連線報導)

こうして、同年9月3日、林医師は高雄市忠烈祠に入祀する。林永祥の一人親である母親は、この入祀がもたらす慰めについて、次のように語っている。

林永祥の母親は、息子が忠烈祠に入祀されたことは、家族にとっては慰めになる、と語った。「これでいい。」子を失った心は元には戻らないが、それでも生きていかなければならないのだから、気持ちを切りかえることを学ばなければいけない、と。(『聯合報』2003年9月4日)

……林永祥的母親說，兒子能夠入祀忠烈祠，對家屬是種安慰。「這樣就可以了。」雖然喪子心情不是短時間能平復，但日子總要過下去，要學著把心放下。(2003-09-04/聯合報/B4版)

この事例には、先に見た二つの事例の双方の要素が見られる。まず、地方政治家が忠烈祠への入祀を主導しており、林永祥が「地方の英雄」として捉えられている点において、二二八事件殉難者入祀問題と共通している。他方、その新聞報道の中で、新婚の妻や一人親である母親の言動や心情が注目され、そうした「家族の物語」が強調されていく点において、陳巨峰の事例と共通している。

#### 4. おわりに——地方と家族にとっての「英雄」

本稿では、2000年代初頭の高雄市忠烈祠における民間人の「入祀」をめぐる三つの出来事を、冷戦後における「中華民国の追悼施設」の動揺という文脈において概観してきた。その結果、台湾南部に位置する高雄市忠烈祠では、「烈士」の新たな意味づけが生じていたことがわかった。

二二八事件殉難者の入祀を目指す運動は、それ自体は挫折するにせよ、国家に立ち向かった地方の英雄を顕彰し、そのことを通して忠烈祠を「脱国民党化」しようとする試みであった。そして、その後続く二つの出来事——同級生を助けようとして亡くなった中学生の入祀、および SARS と戦って亡くなった医師の入祀——では、国家とのつながり以上に、地方や家族との関係が強調されていた。

これらの事例が示しているのは、「地方と家族にとっての英雄」という新たな「烈士」像である。それは、革命烈士や抗日烈士といった「国家のために命を落とした烈士」とは明らかに異なっている。それゆえに、従来の「国家的」追悼と結びついた「烈士」像を前提とする視点からは、これらの事例は、忠烈祠本来のあり方からの逸脱に見える。

だが、ここでは、別の解釈を提示しておきたい。「地方と家族にとっての英雄」という新た

な「烈士」像は、従来の「国家的」追悼と結びついた従来の「烈士」像を相対化する視点を含んでいる。こうした「国のために」死んだわけではない「烈士」たちの存在は、「国家的」追悼とは異なる「公共的」追悼の可能性を示している。

こうした新たな「烈士」像の形成は、本省人が多く独立志向が強い台湾南部の地域性、および民進党政権の誕生という政治的状況と密接に関連している。これらの論点については、台湾の中央=台北の「国民革命忠烈祠」とも対比しながら、さらに検討する必要がある。今後の課題としたい。

## 註

- 1 公的追悼をめぐる言説・儀式・施設については多くの研究が存在している。ジョージ・モッセ (Mosse, George L.) (2002), 吉澤誠一郎 (2003), 王曉葵 (2005), 国際宗教研究所編 (2006), 西村明 (2006), 小野寺史郎 (2011), 原田敬一 (2013)などを参照。また、日本では神社神道や靖国神社の研究が、歴史学・宗教学・法学・社会学を横断するかたちで展開されてきた。拙稿 (赤江2008; 2010)を参照。
- 2 忠烈祠に関する先行研究としては、蔡錦堂 (2000; 2001; 2003a; 2003b; 2004; 2008)のほか、蔡榮任 (2001), 黄智慧 (2006), 張世瑛 (2010), 賴德霖 (2011)などがある。
- 3 国民革命忠烈祠の烈士40万1,196人の内訳は、文烈士2,540人、武烈士39万8,656人である。「後備指揮部國民革命忠烈祠」[http://afrc.mnd.gov.tw/martyr/martyr\\_brief/martyr\\_mnd.html](http://afrc.mnd.gov.tw/martyr/martyr_brief/martyr_mnd.html) (2013年8月8日閲覧)を参照。なお、1997年3月時点では、約34万6万人であった (蔡2008: 41)。
- 4 「〔民國〕93年底累計入祀人數 (現有牌位數) 計有 (其中軍人1,951人占46.91%, 民眾2,208人占53.09%), 93年入祀人數12人 (其中軍人5人, 民眾 (含警, 消人員) 7人)」(「内政統計通報九十四年第十四週——93年底我國古蹟, 忠烈祠概況」内政部統計處, 民國94年4月7日)。これは当時19箇所あった地方忠烈祠の合計である。
- 5 吉澤誠一郎は、忠烈祠の起源として、清末の1898年 (光緒24年) の「戊戌政變」の後、梁啟超が亡くなった同志譚嗣同のために書いた「悼詞」に注目している (梁啟超「譚嗣同傳」『清議報』四冊, 1898年)。この悼詞において、梁啟超は譚嗣同の死を政治的に意味づけるとともに、譚が「烈士」であることを強調する。こうした「烈士」のイメージが、同様の追悼儀式や雑誌メディア等を介して広まるのである (吉澤2003: 196-198)。
- 6 以下、本節の記述の多くは、蔡錦堂 (2008) に依拠している。
- 7 高雄神社の歴史は、1912年 (大正元年)、民間の日本人によって「打狗山」に創建された「打狗金刀比羅神社」に遡る。1920年 (大正9年) に「打狗神社」、さらに「高雄神社」へと改称される。祭神は、大物主尊・崇徳天皇・北白川宮能久親王である。1928年 (昭和3年)、社殿の老朽化を理由として120万円を費やして建て替えられている (翌年完成)。日本敗戦後 (光復

- 後)、1945年に高雄神社を利用して忠烈祠が仮設され、翌年には、拝殿が「赤壁と緑瓦」の外観に改築される。その後、1973年(民国62年)にも、高雄市政府によって建てかえられ、牌坊や革命先烈士跡資料館が建設されている(1978年完工)。1979年(民国68年)7月、高雄市が直轄市となった際に「高雄市孔子廟暨忠烈祠管理委員會」が設置される(高雄市孔子廟暨忠烈祠管理委員會, 1983)。2006年(民国95)年4月1日、高雄市忠烈祠の経営管理は民間の「台湾韋業有限公司」に委託され、同年10月には「戦争與和平紀念館」が開設される。高雄神社については吳榮發(2004)を、台湾の創建神社／植地神社については蔡錦堂(1994)、青井哲人(2005)を参照。
- 8 忠烈祠祀辦法は、1969年(民國58年)7月24日に公布されている(中華民國五十八年七月二十五日行政院(58)台内字第6066號)。全文25条からなる。
  - 9 1980年代半ばの桃園県忠烈祠の荒廃した様子については、建築家・李重耀(1985)の証言を参照。
  - 10 中華民國八十七年四月八日行政院(87)台内字第14661號。修正箇所は第1, 2-1, 4, 16, 17, 21, 22, 24-1, 25条, および第5条の削除である。なお、翌年にも再度改正がなされている(中華民國八十八年十二月二十九日行政院(88)臺内字第46841號)。このとき、第4, 6, 8, 9, 10, 24条が修正されているが、これは「精省」にともなう表現上の修正(「省」に関わる事項の削除)である。したがって、ここでの文脈において、より重要なのは、1998年(民國87年)の改正である。
  - 11 その後、入祀の手続きは、2001年の「入祀忠烈祠審査作業要點」(中華民國90年3月14日内政部台(90)内民字第9064467號)によって、さらに明確化される。
  - 12 新聞《聯合報》(1951年創刊)の電子アーカイブ《聯合報資料庫》を用いて高雄市忠烈祠の入祀報道を検討してみると、2000年代初頭に報道が急増しており、とくに民間人の入祀に集中していることがわかる。《聯合報資料庫》の検索結果は以下の通りである(「忠烈祠」3462件、「忠烈祠+高雄」445件、「忠烈祠+高雄+入祀」62件; 検索の範囲: 聯合報+經濟日報+聯合晚報+Upaper, 19510101-20121201)。このうち、最後の62件の内訳は次の通り(1950年代4件, 1960年代2件, 1970年代0件, 1980年代0件, 1990年代3件, 2000年代49件, 2010年代4件)。ここからは、高雄市忠烈祠の入祀報道は2000年代が突出して多いことがわかる。
  - 13 《聯合報資料庫》では、2000年9月と12月に4件の報道がみられる。「228罹難者靈位 可望入祀忠烈祠」(2000-09-04聯合報), 「228罹難者入祀忠烈祠 有難題」(2000-09-05聯合報), 「二二八五罹難者提報入祀忠烈祠」(2000-09-30聯合報), 「高市228事件罹難者入祠 內政部駁回」(2000-12-26聯合報)。
  - 14 「高雄市長謝長廷原則同意, 並囑附民政局研究辦理, 民政局長王文正說, 未來可能以忠烈祠辦法中第四條第四款申請入祀」(2000-09-04聯合報/17版)。
  - 15 「謝長廷昨天聽了認為十分可行, 不過也笑著說, 如果將來入祀後, 不知道這些「烈士」是否會

因意識型態不同有所「爭執」，林永堅認為應該不會，一旁早起做晨間運動的民眾都認為林永堅的提議可行，如果是意識型態不同，可以分列兩旁，不會有所影響。/謝長廷當場指示民政局長王文正研究辦理，民政局將先找到相關的歷史資料，今天邀各界研商擬訂二二八事件上山談判代表羅難者的入祀方法」(2000-09-04聯合報/17版/省市新聞/記者謝梅芬/高雄報導)。

- 16 この出来事に関する報道は以下の8件である。「民政局：陳巨峰英勇救人溺斃 最快9月入祀忠烈祠」(2001-04-16聯合晚報)，「陳巨峰義行 可望入祀忠烈祠」(2001-04-17聯合報)，「捨身救人」(2001-04-18聯合報)，「母愛可貴」(2001-04-19聯合晚報)，「陳巨峰獲准入祀忠烈祠」(2001-09-28聯合報)，「陳巨峰入忠烈祠 媽等12年」(2002-03-20聯合晚報)，「陳巨峰入祀忠烈祠 國觴現場有「雜音」」(2002-03-29聯合晚報)，「陳巨峰救溺滅頂」(2002-03-30聯合報)。
- 17 この内政部に手紙を書くという行為は、おそらく忠烈祠祀辦法の改正とその後の入祀報道に触発されたものだと考えられる。
- 18 「針對高雄市民陳涂玉嬌申請讓因救人溺斃的兒子陳巨峰入祀忠烈祠案，高雄市民政局今天表示，依原要點規定，民間人士無法入祀忠烈祠，不過此要點今年三月間已修正，陳巨峰將可比照台北市市立瑩橋國中學生張玉潔案，最快在今年九月入祀台北市忠烈祠」(2001-04-16聯合晚報/22版/記者王瑞伶/高雄報導)。なお、ここで言及されている「要點」とは、2001年の「入祀忠烈祠審查作業要點」(中華民國90年3月14日内政部台(90)内民字第9064467號)のことである。
- 19 「……不過觀禮人群中有人質疑内政部和高雄市政府破壞忠烈祠設置原意，陳母涂玉嬌表示，都是一條命，這種說法對英勇救人犧牲性命者不公平。/主持典禮的高雄市長謝長廷表示，陳巨峰的案例，認定上有爭議，家屬才得爭這麼久。獲准入祀忠烈祠算是新改變，但日後還是不能浮濫，要看個案情節，才能決定非國軍烈士能否比照辦理」(2002-03-29聯合晚報/23版/地方綜合版/記者王瑞伶/高雄報導)。「……昨天終於如願，但有人質疑此舉違反忠烈祠設置原意。/高雄市長謝長廷表示，這是新的改變；但日後審核絕不浮濫，視個案情節決定是否符合入祀資格」(2002-03-30聯合報/20版/高市澎湖綜合新聞)。
- 20 こうした点については、もし許されるならば、今後、聞き取り調査などを試みてみたい。
- 21 この事例に関する報道は10件である。「高長庚林永祥也走了 妻自殘獲救」(2003-05-17聯合報)，「林永祥 縣長促入祀忠烈祠」(2003-05-17聯合報)，「重建的老家 林永祥永遠缺席」(2003-05-17聯合報)，「林永祥入祀忠烈祠」(2003-05-18聯合報)，「游揆：感謝各界共同抗疫」(2003-05-18聯合報)，「高醫今追思林永祥」(2003-05-20聯合報)，「先把「醫護」護好」(2003-05-21聯合報)，「橋燕路平交道 將封閉」(2003-09-02聯合報)，「抗煞英雄 入祀忠烈祠」(2003-09-03聯合晚報)，「抗煞醫師林永祥 入祀忠烈祠」(2003-09-04聯合報)。

## 参考文献

日本語文献（五十音順）

青井哲人 2005『植民地神社と帝国日本』吉川弘文堂

赤江達也 2008「政教分離訴訟の生成と変容——戦後日本における市民運動と「戦争体験」」浜日  
出夫編『戦後日本における市民意識の形成』慶應義塾大学出版会

——— 2010「神社の統治，神社による統治——内務省と「国家神道」」副田義也編『内務省の  
歴史社会学』東京大学出版会

赤澤史朗 1985『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房

小野寺史郎 2011『国旗・国歌・国慶——ナショナリズムとシンボルの中国近代史』東京大学出版  
会

王曉葵 2005「二〇世紀中国の記念碑文化——広州の革命記念碑を中心に」若尾祐司・羽賀祥二  
編『記録と記憶の比較文化史——史誌・記念碑・郷土』名古屋大学出版会

何義麟 2003『二・二八事件——「台湾人」形成のエスノポリティクス』東京大学出版会

国際宗教研究所編 2006『現代宗教2006 特集・慰霊と追悼』東京堂出版

黄智慧 2006「「戦後」台湾における慰霊と追悼の課題——日本との関連について」国際宗教研究  
所編『現代宗教2006 特集・慰霊と追悼』東京堂出版

蔡錦堂 1994『日本帝国主義下台湾の宗教政策』同成社

蔡錦堂 2003a「台湾の忠烈祠と日本の護国神社・靖国神社との比較」台湾史研究部会編『台湾の  
近代と日本』（社研叢書13）中京大学社会科学研究所

菅野敦志 2011『台湾の国家と文化——「脱日本化」・「中国化」・「本土化」』勁草書房

西村明 2006『戦後日本の戦争死者慰霊——シズメとフルイのダイナミズム』有志社

原田敬一 2013『兵士はどこへ行った——軍用墓地と国民国家』有志社

モッセ, ジョージ・L 2002宮武実知子訳『英霊——創られた世界大戦の記憶』柏書房（Mosse,  
George L., 1990, *Fallen Soldiers: Reshaping the Memory of the World Wars*, Oxford Univ.  
Press.）

吉澤誠一郎 2003『愛国主義の創成——ナショナリズムから近代中国をみる』岩波書店

中国語文献（ピンイン順）

蔡榮任, 2001, 〈一種傳科權力技術的歷史性建構——從台灣日治時期神社到戰後忠烈祠〉, 國立成功  
大學建築研究所碩士論文.

蔡錦堂, 2000, 〈從神社到忠烈祠——戰前与戦後台湾“国家宗祀”的轉換〉, 中国文化大学日文系主  
催『第一屆日本研究・台日研究・日語教育國際學術研究会論文集』.

蔡錦堂, 2001, 〈忠烈祠研究——“國殇聖域”建立的歷史沿革〉, 中研院台史所2001年「國科會臺灣  
史專題研究計畫成果發表」研討會論文.

- 蔡錦堂, 2003b, 〈忠烈祠「英靈」探析〉, 《淡江史學》14.
- 蔡錦堂, 2004, 〈「國殤聖域」忠烈祠建立的歷史沿革〉, 《國史館館刊》36.
- 蔡錦堂, 2008, 〈褒揚及忠烈祠祀榮典制度之研究〉, 中華民國內政部委託研究報告.
- 曹永和, 1990, 〈台灣史研究的另一個途徑——「台灣島史」概念〉, 曹永和, 2000《臺灣早期歷史研究續集》, 臺北市: 聯經, 收錄.
- 高雄市孔子廟暨忠烈祠管理委員會, 1983, 《高雄市忠烈祠奉祀烈士專輯: (開國革命烈士) 甲編》, 高雄市.
- 高雄市文獻委員會, 2008, 《高雄市忠烈祠英雄錄》, 高雄市: 高市文獻會.
- 郭炳宏, 劉宏亮, 2011, 〈文化資產概念的轉變歷程與認定標準〉, 《文化資產保存季刊》17.
- 黃士娟, 1998, 〈日治時期臺灣宗教政策下之神社建築〉, 私立中原大學建築研究所碩士論文.
- 賴德霖, 2011, 《中國建築革命: 民國早期的禮制建築》, 台北市: 博雅書屋.
- 李重耀, 1985, 〈桃園神社之我見——忠烈祠與日本神社〉, 《建築隨筆》, 臺北市: 李重耀發行.
- 吳榮發, 2004, 〈國家神域的建構——以高雄的神社與忠烈祠為例〉, 《高市文獻》17-1.
- 張世瑛, 2010, 〈國民政府對抗戰忠烈事蹟的調查與紀念〉, 《國史館館刊》26.

#### Website

- 後備指揮部國民革命忠烈祠 [http://afrc.mnd.gov.tw/martyr/martyr\\_brief/martyr\\_mnd.html](http://afrc.mnd.gov.tw/martyr/martyr_brief/martyr_mnd.html) (2013年8月8日閱覽)
- 忠烈祠祀辦法——中華民國法務部全國法規資料庫 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?P-Code=D0020031> (2013年8月8日閱覽)

## The Transformation of the ‘Martyr’ in Contemporary Taiwan: A Case Study on Kaohsiung Martyrs’ Shrine

AKAE Tatsuya \*

### Abstract

This paper’s purpose is to shed light on memorials for the deceased in modern Taiwan. Therefore, the historical transformation of the shrines where the ‘martyrs’ are honored is the focus of this paper.

Modern nation-states on the one hand protect citizens. However, during the time of war citizens are asked to ‘die for their country’ as soldiers. Therefore, during the process of establishing nation-states often discourse, ceremonies, and facilities are established to eulogize and award the war dead.

Like the Arlington National Cemetery in the United States, the Cenotaph in England, the Neue Wache in Germany, the Yasukuni Shrine in Japan, Taiwan’s Martyr’s Shrines are examples of facilities designated to eulogize the war dead. In 2013, including Taipei’s National Revolutionary Martyrs’ Shrine and other Martyr’s Shrines throughout Taiwan, there are a total of 19 public Martyr’s Shrines.

The people eulogized in the Martyr’s Shrines are called ‘patriots.’ In the National Revolutionary Martyr’s Shrine around 400,000 patriots are honored while in the local Martyr’s Shrines a combined total of approximately 4,000 patriots are honored. Most of the patriots were people who lost their lives during the period from the end of the Qing Dynasty to the end of the Second World War in the ‘National Revolution’ or the ‘Anti-Japanese War’. However, after the end of the Cold War and the reduction in likelihood of dying in wars, the meaning of Martyr’s Shrines is questioned and the meaning of ‘patriots’ has changed.

The current paper examines the history of ‘patriots’ at Kaohsiung’s Martyr’s Shrine. First, in postwar Taiwan, the Martyr’s Shrine is considered ‘the Republic of China’s Memorial Establishment’. The fluctuations in circumstances between the period from the 1980s to 1990s will be outlined. In addition, we will discuss three incidences of enshrinement of private citizens in Kaohsiung Martyr’s Shrine during the first half of the decade from 2000-2010. Then, with those cases, we find a new meaning of ‘patriot’ as ‘local or family heroes’ as opposed to the traditional image of ‘patriots who lost their lives for the nation.’

**Keywords**

Taiwan, Martyrs' Shrine, Memorial, War Dead, Civilian

---

\* Correspondence to : AKAE Tatsuya  
Assistant Professor, National Kaohsiung First University of Science and Technology  
No. 2 Zhuoyue Rd., Nanzi Dist., Kaohsiung City 811, Taiwan  
E-mail: akaetatsuya@gmail.com